

# 社会福祉法人はしうど福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームいちがお園の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業 （いちがお園・いわきの里・宇川診療所）

(ロ) 老人短期入所事業 （いちがお園）

(ハ) 老人介護支援センター 在宅介護支援センターいちがお園の設置及び受託経営

(ニ) 老人居宅介護等事業

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業 （いわきの里）

(ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業 （間人あきばの里）

(ト) 障害福祉サービス事業 （いちがお園ホームヘルパーステーション）

(チ) 障害福祉サービス事業 （いちがお園短期入所施設）

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人はしうど福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で、配食サービス等福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都府京丹後市丹後町岩木487番地に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員会)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名以内、事務局員1名、外部委員2名以内の合計5名以内で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。  
(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。  
(評議員の報酬)

第8条 評議員に対して、報酬を支給することができる。ただし、交通費は支給しない。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月か6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事会が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、これに記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給額の範囲内で支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第23条 この法人は、運営協議会を置くことができる。

2 設置する場合は、理事会において細則を定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

2 前項の日常の業務は、次のこととする。ただし、法人運営に重大な影響があるものは除く。

(1) 第22条3項に定める任免

(2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち軽微なもの
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (8) 予算上の予備費の支出

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- ①京都府京丹後市丹後町岩木小字寺墓487番地 宅地 4, 146.31m<sup>2</sup>
- ②京都府京丹後市丹後町岩木小字西地985番地 宅地 750. 02m<sup>2</sup>
- ③京都府京丹後市丹後町間人小字夫婦石2511番6 宅地 748. 79m<sup>2</sup>
- ④京都府京丹後市丹後町間人小字夫婦石2511番8 宅地 87. 20m<sup>2</sup>

(但し、持分3分の2)

- ⑤京都府京丹後市丹後町岩木小字谷内1219番地 山林 652m<sup>2</sup>
- ⑥京都府京丹後市丹後町岩木小字谷内505番地 山林 247m<sup>2</sup>
- ⑦京都府京丹後市丹後町岩木小字谷内504番地2 山林 29m<sup>2</sup>
- ⑧京都府京丹後市丹後町岩木小字宮ヶ谷10326番地 山林 158m<sup>2</sup>
- ⑨京都府京丹後市丹後町岩木小字宮ヶ谷10327番地 山林 297m<sup>2</sup>
- ⑩京都府京丹後市丹後町岩木小字宮ヶ谷10329番地 山林 178m<sup>2</sup>
- ⑪京都府京丹後市丹後町岩木小字谷内1210番地の1 雜種地 2, 604m<sup>2</sup>

## (2) 建物

①京都府京丹後市丹後町岩木小字寺墓487番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺平家建

いちがお園 園舎 2, 851.25m<sup>2</sup>

附属建物 符号 1

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

物置 15.00m<sup>2</sup>

②京都府京丹後市丹後町岩木小字西地985番地所在の木造瓦葺平家建

いわきの里 老人福祉施設 323. 93m<sup>2</sup>

③京都府京丹後市丹後町岩木小字西地985番地所在の木造かわらぶき2階建

いわきの里 デイサービスセンター 152. 66m<sup>2</sup>

④京都府京丹後市丹後町間人小字夫婦石2511番地6所在の木造かわらぶき平家建

間人あきばの里 デイサービスセンター 223. 73m<sup>2</sup>

⑤京都府京丹後市丹後町間人小字夫婦石2511番地6所在の木・コンクリートブロック造

亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付き平家建

倉庫 66. 08m<sup>2</sup>

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

## (基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京丹後市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京丹後市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

## (資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

## (事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 訪問入浴介護事業

(2) 居宅介護支援事業

(3) 診療所の経営

(4) 通所リハビリテーション

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない

ならない。

## 第9章 解散

### (解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

### (定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京丹後市長の認可（社会福祉法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京丹後市長に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人はしうど福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	溝戸 重夫
理 事	畠 中 聖
//	藤崎 一明
//	永嶋 岩男
//	吉岡 脩
//	吉岡 重弘
//	相見 正樹

// 坂根 佐兵衛  
// 塚倉 秀夫  
// 山本 巍  
監 事 下田 正次  
// 給田 昭三郎

平成 2年 8月16日 施行

改訂履歴

平成 3年12月20日 一部改正  
平成 6年 3月30日 一部改正  
平成 9年 3月28日 一部改正  
平成10年 5月19日 一部改正  
平成11年10月 1日 一部改正  
平成12年 1月26日 一部改正  
平成12年 4月 1日 一部改正  
平成14年 7月 9日 一部改正  
平成15年 3月 7日 一部改正  
平成15年 9月 8日 一部改正  
平成16年 4月 1日 一部改正  
平成17年 6月 1日 一部改正  
平成18年 4月 1日 一部改正  
平成18年10月 1日 一部改正  
平成19年 7月 1日 一部改正  
平成20年 4月 1日 一部改正  
平成21年 1月27日 一部改正  
平成22年 4月 1日 一部改正  
平成25年 4月 1日 一部改正  
平成28年 4月 1日 一部改正  
平成29年 4月 1日 全面改正  
平成29年 4月 1日 一部改正